

岩手大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則

平成16年4月1日 制定
令和5年7月4日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の実施について定める。

(目的)

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする民間等からの寄附を有効に活用し、本学の自主性及び主体性の下に設置・運営し、もって本学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 寄附講座 本学の各学部又は各研究科に置かれる講座に相当する教育研究組織であつて、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費、光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- 二 寄附研究部門 前号に定める以外の組織に置かれる研究組織であつて、民間等からの寄附により教員給与、研究費、旅費、光熱水料等その運営に必要な経費を賄うものをいう。
- 三 部局 各学部（附属施設及び附属学校を含む。）、各研究科、各教育研究施設、各教育研究基盤施設、各教育研究支援施設及び各特定事業推進室をいう。
- 四 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとし、寄付者から申し出があつたときは、寄附者が明らかとなるような字句を付することができる。

(構成)

第5条 寄附講座等は、少なくとも教授又は准教授に相当する者1人及び准教授又は助教に相当する者1人の2人を単位として構成するものとする。

(教員の名称及び身分等)

第6条 寄附講座及び寄附研究部門を担当する教員の名称は、それぞれ寄附講座教員及び寄附研究部門教員（以下「寄附講座等教員」という。）とする。

- 2 寄附講座等教員のうち、教授又は准教授に相当する者は、岩手大学客員教授等選考規則（平成16年4月1日制定）の定めるところにより、それぞれ客員教授又は客員准教授と称することができる。
- 3 寄附講座等教員の身分は、国立大学法人岩手大学契約職員就業規則第3条及び国立大学法人岩手大学時間契約職員就業規則第3条に定める特任教員とする。ただし、外国人については、勤務の契約により雇用することができる。
- 4 寄附講座等教員の選考は、別に定める学内の選考手続に準じて行うものとする。

- 5 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、当該寄附講座等における教育研究以外の授業又は研究指導を行うことができる。

(設置の手続)

第7条 学長は、民間等から寄附講座等の設置に係る経費の寄附の申込みがあったときは、部局長に意見を求めることができる。

一 寄附申込書（別記様式第1号）

二 寄附講座の概要（別記様式第2号）又は寄附研究部門の概要（別記様式第3号）

三 寄附講座等教員予定者の履歴書（別記様式第4号）及び就任承諾書（別記様式第5号）

- 2 学長は、前項の申請があったときは、寄附講座等の設置について教育研究評議会に報告の上、設置を決定するものとする。

3 学長は、前項の決定をしたときは、その旨を当該部局長に通知するものとする。

- 4 寄附講座等が設置された後においてその内容等に大きな変更を加える場合は、前3項の規定を準用するものとする。

(経理等)

第8条 寄附講座等の経費は、岩手大学奨学寄附金取扱規則（平成16年4月1日制定）の定めるところにより、経理するものとする。

- 2 寄附講座等の経費は、寄附講座等における教育研究が実施される全期間にわたって必要な額を一括して受け入れるものとする。ただし、継続して受け入れることが確実な場合には、毎年度必要な額を受け入れることができる。

(存続期間等)

第9条 寄附講座等の存続期間は、原則として2年以上5年以下とする。

- 2 寄附講座等の存続期間は、更新できるものとする。更新の手続は、第7条第1項から第3項に掲げるところによるものとする。

(成果の公表)

第10条 寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該部局の定めるところにより、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(発明に係る特許等の取扱い)

第11条 寄附講座等教員の発明に係る特許等の取扱いについては、国立大学法人岩手大学職務発明規則（平成16年4月1日制定）の定めるところによる。

(秘密の保持)

第12条 寄附講座等の職員は、次に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を学長の許可なく、使用、大学内あるいは大学外において開示若しくは漏洩してはならない。

一 技術上の情報、研究成果、知的財産権に関する情報

二 研究及び開発等の企画、技術資料、関係者等に関する情報

三 人事上、財務上に関する情報

四 本学以外の者との業務提携、技術提携、本学の研究上重要な情報

五 本学が秘密保持すべき対象として指定した情報

- 2 寄附講座等の職員は、本学を離れた後も、秘密情報を使用、他に開示若しくは漏洩してはならないものとする。

- 3 前2項に違反して、本学の秘密情報を使用、他に開示若しくは漏洩した場合、寄附講座の職員及び寄附講座の職員だった者には、本学が被った損害の一部または全部を賠償する義務が生じるものとする。
- 4 第1項の秘密情報には、次のいずれかに該当する場合は含まれないものとする。
 - 一 秘密情報を知得した際、既に公知となっていた場合
 - 二 秘密情報を知得した後、自己の責めによらずに公知となった場合

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、寄附講座等の運営に関し必要な事項は、部局長が定め、学長に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月4日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

寄 附 申 込 書

年 月 日

岩手大学
（部局）長 殿

申込者
住所
氏名
（法人にあっては、代表者の職・氏名）

下記のとおり、寄附講座等の設置に係る経費等の寄附を申し込みます。

記

- 1 寄附講座等の名称
- 2 設置目的
- 3 寄附講座等の設置期間
- 4 寄附講座等の運営経費等
- 5 寄附金額（総額）
- 6 寄附の方法
- 7 その他

別記様式第2号（第7条関係）

寄附講座の概要

- 1 部局名
- 2 寄附講座の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附金額(施設設備等を併せて寄附する場合はその概要)
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 寄附講座教員予定者名及び予定職名
- 10 寄附講座の教育研究領域の概要(カリキュラムを含む。)
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

別記様式第3号（第7条関係）

寄附研究部門の概要

- 1 部局名
- 2 寄附研究部門の名称
- 3 寄附者
- 4 寄附者の概要
- 5 寄附金額(施設設備等を併せて寄附する場合はその概要)
- 6 寄附の時期及び期間
- 7 寄附金の使途
- 8 寄附方法
- 9 寄附研究部門教員予定者名及び予定職名
- 10 寄附研究部門の研究目的及び研究課題
- 11 現有組織の構成状況及びそれらに照らした寄附受入れの必要性

別記様式第4号(第7条関係)

履 歴 書			
ふりがな 氏名		男・女	本籍地
生年月日(年齢)	年	月	日 (歳)
現住所			
学 歴			
年	月		
職 歴			
年	月		
学会及び社会における活動等			
年	月		
賞 罰			
年	月		
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日 氏名			

(注)

- 1 「学歴」の欄には、大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上と認められる学校卒業以上の学歴を有する者は、これらの学歴のすべてについて記入し、その他の者は、最終学歴について記入すること。なお、学位、称号等についても同欄に記入すること。
- 2 「職歴」の欄には、職歴のすべてについて記入し、職名、地位等についても明記すること。
- 3 「学会及び社会における活動等」の欄には、本人の専攻、研究分野等に関連した事項についてのみ記入すること。

就 任 承 諾 書

年 月 日

岩手大学長 殿

氏名

私は、岩手大学〇〇〇〇〇寄附講座(寄附研究部門)設置の上は、当該寄附講座(寄附研究部門) 教員として、 年 月 日から就任することを承諾します。